事　案　の　公　示

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に係る事業計画変更の事前届出書

近運自一公示第１３号

令和８年１１月２日

近　畿　運　輸　局

事案番号	件名	届出事業者名	休止又は廃止しようとする路線（起点・終点）	運 行 系 統	休止又は廃止の予定日	休止又は廃止を必要とする理由
１	休止	京阪バス株式会社	起点（１）：京都府八幡市美濃山細谷３６番地先（八幡京田辺ＪＣＴ） 終点（２）：京都府城陽市寺田金尾１２９番地先（城陽ＪＣＴ） キロ程３．５㎞ 起点（３）：京都府城陽市寺田金尾１２９番地先（城陽ＪＣＴ） 終点（４）：京都府京田辺市大住中島１２番地先（田辺北ＩＣ） キロ程１．６㎞ 起点（５）：京都府京田辺市大住中島１２番地先（田辺北ＩＣ） 終点（６）：京都府京田辺市田辺ボケ谷２番地先（田辺西ＩＣ） キロ程３．５㎞ 起点（７）：京都府京田辺市田辺ボケ谷２番地先（田辺西ＩＣ） 終点（８）：京都府相楽郡精華町精華台七丁目５番地先 キロ程８．２５㎞ 起点（９）：京都府相楽郡精華町精華台七丁目５番地先 終点（１０）：京都府木津川市木津川台五丁目２７番地１３先 キロ程０．２５㎞ 起点（１１）：京都府木津川市木津川台五丁目２７番地１３先 終点（１２）：京都府木津川市木津川台三丁目４番地先 キロ程０．７㎞ 起点（１３）：京都府木津川市木津川台三丁目４番地先 終点（１４）：京都府相楽郡精華町精華台七丁目５－１地先（学研公園前交差点） キロ程１．８㎞	洛９８１１（京都駅八条口～木津川台九丁目～光台七丁目～学研けいはんなプラザ）	２０２７年４月１日（休止期間：２０２７年４月１日～２０２８年３月３１日）	廃止を予定する運行系統については、収支改善に努めたものの採算面が厳しく、運転士不足の解消の見通しが立たない厳しい状況を勘案し、当該路線休止を実施する運びとなった。

			起点（１５）：京都府相楽郡精華町精華台七丁目５－１地先（学研公園前交差点） 終点（１６）：京都府相楽郡精華町光台四丁目２番地先（けいはんなプラザ） キロ程０．８５km 起点（１７）：京都府相楽郡精華町光台四丁目２番地先（けいはんなプラザ） 終点（１８）：京都府相楽郡精華町光台三丁目９－４地先（光台交番前交差点） キロ程０．７km 起点（１９）：京都府相楽郡精華町光台三丁目９－４地先（光台交番前交差点） 終点（２０）：京都府相楽郡精華町光台一丁目７地先（けいはんなプラザ北） キロ程２．８km			
２	休止	奈良交通株式会社	起点（１）：京都府京都市南区東九条南烏丸町（九条烏丸交差点） 終点（２）：京都府京都市伏見区竹田向代町川町２８－２地先（上鳥羽出入口） キロ程３．７km 起点（３）：京都府京都市伏見区竹田向代町川町２８－２地先（上鳥羽出入口） 終点（４）：京都府京都市南区東九条河辺町３４先（十条烏丸交差点） キロ程１．３km 起点（５）：京都府京都市伏見区竹田向代町川町２８－２地先（上鳥羽出入口） 終点（６）：京都府久世郡久御山町森大内３００地先（久御山ＪＣＴ） キロ程７．５km 起点（７）：京都府八幡市美濃山細谷３６番地先（八幡京田辺ＪＣＴ） 終点（８）：京都府相楽郡精華町精華台二丁目１０番地先（精華学研ＩＣ） キロ程１５．９km 起点（９）：京都府木津川市木津川台三丁目４番地先 終点（１０）：京都府相楽郡精華町精華台七丁目５番地１先 キロ程０．８５km 起点（１１）：京都府相楽郡精華町光台一丁目７番地先	京都学研線（学研けいはんなプラザ～ＫＩＣＫ～京都駅八条口） 京都学研線（京都駅八条口～ＫＩＣＫ～学研けいはんなプラザ） 京都学研線（光台七丁目～ＫＩＣＫ～京都駅八条口）	２０２７年４月１日（休止期間：２０２７年４月１日～２０２８年３月３１日）	廃止を予定する運行系統については、収支改善に努めたものの利用者数は路線を維持できる水準に達しておらず、厳しい状況が続いたため、当該路線休止を実施する運びとなった。

			終点（１２）：京都府相楽郡精華町光台一丁目７番地先 キロ程０．３km			
３	休止	奈良交通株式会社	起点（１）：京都府京田辺市三山木中央四丁目３番地先 終点（２）：京都府相楽郡精華町祝園西一丁目３０番地１１先 キロ程４．４５km 起点（３）：京都府木津川市吐師久保７番地１先 終点（４）：京都府木津川市相楽城西８５番地１先 キロ程０．６km	祝園三山木線 （祝園駅～僧坊～三山木駅） 木津高山線 （祝園駅～菅井～木津駅）	２０２７年４月１日 （休止期間：２０２７年４月１日～２０２８年３月３１日）	廃止を予定する運行系統については、輸送人員が僅少であるため、当該路線休止を実施する運びとなった。

【意見の聴取申請に関する事項】

本事案に関して、道路運送法第１５条の２第２項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を近畿運輸局自動車交通部旅客第一課又は管轄運輸支局輸送（輸送・監査、企画輸送・監査）部門まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
② 事案の件名及び事案番号
③ 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
④ 意見聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた方に対して、実施予定日の１０日前までに通知いたします。

【参　考】

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第１５条の２第１項の規定により、実施予定日の６ヶ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条の第３項及び第４項に基づく休廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。